

医学部附属病院において看護業務等に従事する職員の処遇改善に係る手当に関する特例を定める規程

(令和4年3月22日達示第6号)

(目的)

第1条 この規程は、医学部附属病院に所属する看護師、准看護師、保健師及び助産師について、処遇改善に係る手当を支給するための特例を定めるものである。

(手当の名称)

第2条 前条の手当の名称は、看護職員等処遇改善手当とする。

(支給の範囲)

第3条 看護職員等処遇改善手当は、次の各号に掲げる職員（第1号及び第2号に掲げる職員にあっては、各月の初日に在職する者に限る。）に支給する。

- (1) 国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条第1項第6号に定める医療職俸給表（二）の適用を受ける職員
- (2) 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程（平成16年達示第78号。次号において「再雇用規程」という。）第3条の2第1号に定める再雇用職員のうち、看護師、准看護師、保健師及び助産師の業務（以下「看護業務等」という）に直接従事することを本務とする職員
- (3) 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号。以下「時間雇用教職員就業規則」という。）に定める時間雇用教職員及び再雇用規程第3条の2第2号に定める時間再雇用職員のうち、看護業務等に直接従事することを本務とする職員

(支給額)

第4条 看護職員等処遇改善手当の支給額は、前条第1号及び第2号に掲げる者にあつては月額3,700円、第3号に掲げる者にあつては所定の勤務1時間につき20円とする。

(看護職員等処遇改善手当の支給)

第5条 看護職員等処遇改善手当は、給与規程第9条第1項に定める支給日に、同条第3項に定める給与の支給の例により支給する。ただし、第3条第3号に定める職員にあつては、給与規程第9条第4項に定める給与の支給の例により支給する。

(休職者の給与の特例)

第6条 看護職員等処遇改善手当が支給される職員に対する給与規程第36条の適用に当たっては、同条第1項から第5項まで及び第8項中「及び遠隔地異動・出向手当」とあるのは、「遠隔地異動・出向手当及び看護職員等処遇改善手当」と読み替えるものとする。

(勤務1時間あたりの給与額の特例)

第7条 看護職員等処遇改善手当が支給される第3条第1号及び第2号に定める職員に対する給与規程第39条の適用に当たっては、同条第1項及び第2項中「及び遠隔地異動・出向手当」とあるのは、「遠隔地異動・出向手当及び看護職員等処遇改善手当」と、第3条第3号に定める職員に対する時間雇用教職員就業規則第29条の適用に当たっては、同条第1項及び第4項中「時間給と同額」とあるのは「時間給に看護職員等処遇改善手当を加えた額」と、同条第3項中「その者に支給される時間給額」とあるのは「その者に支給される時間給額に看護職員等処遇改善手当を加えた額」と読み替えるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。